

#### 第4回半田市議会定例会総務委員会委員長報告書

当総務委員会に付託された案件については、8月31日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、第58号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

地方創生推進交付金について、国や県に対し採択のための努力はしたか。とに対し、

知多五市五町の状況としては、南知多町が45,015千円、東海市が32,519千円で、その他の市町は数百万円という内示額となっており、本市の交付決定額32,802千円は、知多半島内では2番目に多い内示額です。これは、国の事業の採択にあたり、事前審査の段階から説明と協議を重ね、十分努力してきた結果だと考えています。とのことでした。

過誤納市税還付金及び加算金について、自動車関連法人1社の法人市民税の案件の他には何があるか。とに対し、

固定資産税に係る還付で土地について住宅特例に係るものが1件、償却資産について船舶の特例に係るものが1件あり、今回の補正に対する大きな要因の案件はその3件であります。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第62号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、請願第2号については、願意は理解できるが、請願項目に一部賛同できない表現もあるとの意見がありました。これらを踏まえ、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、本請願は趣旨採択することに決定しました。

次に、請願第3号については、主な意見として、賛成の立場から、半田市

は、知多半島中核市としてリーダーの役割があり、要望を伺うべきではないかとの意見。反対の立場から半田市議会へ提出する請願ではなく、広域、もしくは愛知県へ提出するべきではないかとの意見がありました。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、挙手少数となり、本請願は不採択とすることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。